

社会福祉法人 二王子会

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女とも全職員がその能力を発揮し、仕事と家庭の調和を図ることができ、職員全員の働きやすい環境を充実させるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日までの 3年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

育児休業明けの復職率を100%とする。

<対 策>

- 令和 4 年 4 月～ 管理会議等にて育児休業の制度改正及び取り扱い等について説明をする
- 令和 4 年 10 月～ 休業予定者に対し、仕事と育児の両立支援に関する資料を活用し周知する。

目標 2（次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法に基づく目標）

男性職員へ育児休業の取得を促進し、育児休業取得率10%を達成する。

<対 策>

- 令和 4 年 4 月～ 制度内容等について職員に周知
- 令和 4 年 4 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施
- 令和 5 年 4 月～ 管理職を対象として、育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。

目標 3（次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法に基づく目標）

職員1人あたりの月平均残業時間を削減する。

<対 策>

- 令和4年4月～ 長時間労働の実態について調査する。
- 令和4年4月～ 長時間労働削減、業務効率化に関するアンケートを実施する。
- 令和4年10月～ アンケート結果を分析し、結果を踏まえた課題、施策を経営会議の議題とする。
- 令和5年4月～ 残業時間を減らす方針を掲示し、残業時間削減のための取組を示す。